

茨木都市計画東太田二丁目地区地区計画

1. 地区計画の方針

名 称	東太田二丁目地区地区計画	
位 置	茨木市東太田二丁目地内	
面 積	約 2 . 7 ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>当地区は、茨木市の中心市街地の北東約 2 . 5 km に位置し、付近では京阪神間の主要幹線道路である国道 1 7 1 号が整備され、西側では市内交通の主要路線である都市計画道路総持寺太田線の整備が進められている、交通の便に優れた地域であり、周辺には企業所有地が集積している。近年は、住宅地化が進みつつある地域である。</p> <p>このような状況下で、市街地開発計画が進められている当該地において、地区計画を定めることにより、建築物の用途等の制限を行い、調和のとれた快適な住環境の形成と保全を図る。</p>
	土地利用の方針	<p>地区全体を、低層住宅地として計画的な開発を誘導し、用途の混在を防止するとともに、まちなみ景観にも配慮した、住環境の形成と保全を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>市街地開発計画により生みだされる道路及び公園の機能の維持・保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>建築物の用途、規模等の制限を行うことにより、快適な居住環境の維持・保全を図る。</p>

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」

2 . 地区整備計画

地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第130条の3に掲げるもの</p> <p>(3) 診療所</p> <p>(4) 集会所</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの。ただし、建築基準法施行令第130条の5に掲げるものを除く</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	8 5 m ²
	建築物の高さの最高限度	1 1 m

「地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

東太田二丁目地区地区計画 計画図

